

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和8年6月1日
(契約責任者) 株式会社高速道路総合技術研究所
代表取締役社長 小笹 浩司

1. 業務概要

(1) 件名

令和8年度 技術情報課 研究所システム運用管理業務

(2) 業務箇所

東京都町田市忠生1-4-1
株式会社高速道路総合技術研究所

(3) 契約方式

本業務は基本契約を締結することを条件とする。
なお、基本契約の有効期限は令和13年9月30日とする。

(4) 業務内容

本業務は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「NEXCO3社」という。)が共同で利用し、株式会社高速道路総合技術研究所(以下「NEXCO総研」という。)が運用管理を担うNEXCO3社共有システムについて、その円滑な運用維持及び適切なシステム管理業務を支援するものである。

(5) 履行期間(個別契約)

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

2. 競争参加資格

本業務の競争に参加するためには、契約責任者が本業務に係る競争参加資格確認を行った結果、資格を有すると認められた者とする。ただし、下記(1)に該当する参加者は競争参加不適合者とみなす。

(1) 競争参加不適合者

- 1 特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- 2 次の各号の一に該当すると認められる者については、その事実があった後2年間競争への参加を認めない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり社員の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - 六 会社に提出した書類に虚偽の記載をした者
 - 七 その他会社に著しい損害を与えた者
 - 八 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、

代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- 3 前項の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人として使用する者について、競争への参加を認めない。
- 4 次の各号の一に該当すると認められる者については、競争への参加を認めない。
 - 一 経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - 二 市場競争を実質的に制限する行為があると認められる者
- (2)「中日本高速道路株式会社 令和7・8年度調査等競争参加資格審査」において、「電算業務」に認定されていること。
- (3)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4)参加表明書の提出期限最終日から見積合わせの日までの期間に、中日本高速道路株式会社から「地域2」において、資格登録停止措置を受けていないこと。
- (5)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、公共建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6)企業に必要とされる同種又は類似業務の実績
当該業務に参加を希望する企業は、平成28年度以降に完了した下記に示す同種又は類似業務の実績を1件以上有さなければならない。なお複数の実績を有していた場合、最も評価の高い実績を評価する。
同種業務：NEXCO3社またはNEXCO総研におけるシステム運用管理業務（労働者派遣契約による実績を含む）。
類似業務：国、地方公共団体、または道路を運営する組織におけるシステム運用管理業務（労働者派遣契約による実績を含む）。
- (7)配置予定技術者等に対する要件
 - ①配置予定管理技術者に必要とされる技術者資格
配置予定管理技術者は、下記(i)(ii)のいずれかの資格保有者であり、日本語に堪能でなければならない。
 - (i) 情報処理安全確保支援士（旧：情報セキュリティスペシャリスト）
※情報処理安全確保支援士については、登録の有無は問わないものとする。
 - (ii) ネットワークスペシャリスト又はデータベーススペシャリスト
なお、(i)及び(ii)の両方の資格を保有（または合格）している場合は、より高く評価するものとする。
 - ②配置予定管理員の評価の対象となる資格
配置予定管理員は下記(i)(ii)のいずれかの資格保有者でなければならない。
 - (i) 情報処理安全確保支援士（旧：情報セキュリティスペシャリスト）
又はネットワークスペシャリスト又はデータベーススペシャリスト
※情報処理安全確保支援士については、登録の有無は問わないものとする。
 - (ii) 応用情報技術者
なお、(i)及び(ii)の両方の資格を保有している場合は、(i)の資格を評価するものとする。
 - ③配置予定管理技術者等に必要とされる同種又は類似業務の実績
配置予定管理技術者等は、令和3年度以降に完了した下記に示す同種又は類似業務のうち1年以上の実績を有さなければならない。

管理技術者

同種業務：NEXCO 3社または NEXCO 総研におけるシステム運用管理業務（派遣労働者として従事した実績を含む）。

類似業務：国、地方公共団体、または道路を運営する組織におけるシステム運用管理業務（派遣労働者として従事した実績を含む）。

管理員

同種業務：NEXCO 3社または NEXCO 総研におけるシステム運用管理業務（派遣労働者として従事した実績を含む）。

類似業務：国、地方公共団体、または道路を運営する組織におけるシステム運用管理業務（派遣労働者として従事した実績を含む）。

3. 入札手続等

(1) 担当部署

株式会社高速道路総合技術研究所 総務経理部 総務課
(住 所) 〒194-8508 東京都町田市忠生 1-4-1
(電話番号) 042-791-1699
(FAX 番号) 042-791-3717
(E-mail) keiyaku@ri-nexco.co.jp

(2) 契約図書の配布期間、場所及び方法

①配布期間：入札公告の日から令和8年6月26日（金）まで。

②配布場所：上記(1)に同じ。

③配布方法：郵送にて配布する。

配布希望者は3(1)記載のメールアドレス宛に下記a～eの情報を送信し、競争参加申請書等の配布希望がある旨連絡すること。

a. 配布を希望する件名

(令和8年度 技術情報課 研究所システム運用管理業務)

b. 送付先 郵便番号及び住所

c. 送付先 会社名

d. 送付先 部署名及び担当者名

e. 上記dに記載の担当者の連絡先情報（電話番号等）

④配布物：参加表明書様式、技術提案書様式、契約書および設計図書

(3) 入札公告等に関する質問の受付期間、場所及び方法

質問は書面（様式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、社印を押印すること。郵送（簡易書留または信書便に限る。）、電子メールのいずれの方法でも可能とするが、電子メールの場合は後日原本を提出すること。

①受付期間：入札公告の日から令和8年6月12日（金）まで。

②提出場所：上記(1)に同じ。

③回答方法：質問を受理した日から7日間（休日を含まない。）以内に質問者に対して電子メールにより通知するとともに、質問および回答を、発注図書等の受領者に電子メールにより通知する。

(4) 参加表明書の提出期間、場所及び方法

本業務に参加を希望する企業は、下記に示す事項に留意し参加表明書を作成し提出すること。

①提出期間：入札公告の日から令和8年6月26日（金）まで。

②提出場所：上記(1)に同じ。

③提出方法：提出部数は2部とし、郵送（書留郵便または信書便に限る。）すること。

④参加表明書の作成及び記載上の留意事項

参加表明書の様式は、参加表明書様式1～4に示すとおりとし、A4判とする。また、文字サイズは10ポイント以上とする。

1) 企業の業務実績（参加表明書様式-2）

平成28年度以降に完了した業務で、企業が過去に請負った主な業務について記載する。なお、記載する業務は、2(6)企業に必要とされる同種又は類似業務とし、同種業務を優先に1件記載するものとする。

2) 配置予定管理技術者及び配置予定管理員の経歴等（参加表明書様式-3）

配置予定管理技術者及び配置予定管理員の経歴等を1名あたり1枚以内に記載する。

3) 配置予定管理技術者及び配置予定管理員の業務実績（参加表明書様式-4）

令和3年度以降に完了した業務で、配置予定管理技術者及び配置予定管理員が過去に従事した主な業務について、1名あたり1枚以内に記載する。なお、記載する業務は2(7)③に必要とされる同種又は類似業務とし、同種業務を優先に1件記載するものとする。また、参加表明書の提出者以外が契約した業務実績を記載する場合は、当該業務を契約した企業名等を記載すること。

⑤契約書類の写し

参加表明書様式-2及び4の同種又は類似業務の実績として記載した業務内容を把握できる契約書類の写しを提出すること。ただし、当該業務を一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録している場合は、業務カルテ（TECRIS）の写しを提出すること。なお、契約書類の写し、TECRIS等で業務内容が確認出来ない場合は、別途確認できる資料を提出すること。

⑥配置予定管理技術者及び配置予定管理員の資格の写し

2(7)①②で求めている技術者資格保有が把握できる資格等の写しを提出すること。

(5) 技術提案書の提出者の選定者数

技術提案書の提出者は3～5者程度選定する。技術提案書の提出者として選定した者には、選定通知書をもって通知する。また、選定するための基準は4の技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準によるものとする。

(6) 技術提案書の提出期間、場所及び方法

技術提案書の提出者として選定された者は、下記に示す事項に留意し技術提案書を作成し提出すること。

①提出期間：令和8年8月3日（月）まで。

②提出場所：上記(1)に同じ。

③提出方法：提出部数は5部とし、郵送（簡易書留または信書便に限る。）すること。

④技術提案書の作成及び記載上の留意事項

技術提案書の様式は、技術提案書様式1～3に示すとおりとし、A4判とする。また、文字サイズは10ポイント以上とする。

なお、技術提案書は当該業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本公告において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

1) 業務への取組姿勢等（技術提案書様式-2）

業務への取組姿勢等を問うために、以下のテーマについて各1ページ以内で記載する。なお、取組姿勢等については、ヒアリングを実施して評価する。

① 認証エラーや不正アクセスなどの異常発生時における、初動対応の迅速化とエスカレーションの徹底方法。

- ② ドキュメント整備による運用のブラックボックス化防止策と、過去のトラブル対応経緯のナレッジ化および当社への共有方法。

2) その他（技術提案書様式-3）

特記仕様書（案）などに示される業務内容に対する代替案又は新規提案があれば記載する。

3) 参考見積（金抜設計書に基づく）

本業務に係る参考見積を金抜設計書に基づき、総額と見積内訳を提出すること。また、参考見積は、積算の際の参考及び技術提案書を特定するための評価項目として用いる。

なお、本業務の参考業務規模は代替案又は新規提案を含め、15百万円（消費税及び地方消費税相当額を含まず。）を超えた場合は特定しない。

* 上記各期間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分までとする。

* 提出期間後の追加及び差替は認めないため、提出の際は不足・齟齬がないよう十分確認の上、提出すること。

(7) 技術提案書に関するヒアリング

①実施期間：令和8年8月4日（火）から8月6日（木）まで

②実施日時：ヒアリングの詳細日時は協議の上、決定する。

③実施場所：株式会社高速道路総合技術研究所 会議室

④出席者：配置予定管理技術者

⑤ヒアリングでは参加表明書及び技術提案書に記載された以下の事項について質疑応答を行う。

1) 配置予定管理技術者の経歴について

2) 配置予定管理技術者の業務実績について

3) 業務への取組姿勢等（出題テーマへの理解度、業務への取組姿勢）について

⑥配置予定管理技術者が出席できず、ヒアリングを行わなかった場合に、技術提案書に記載された内容が確認できなかった事項は評価しない。

⑦ヒアリング時の追加資料は受理しない。説明時に提出済みの資料以外のものを持ち込んで説明することは認めない。

(8) 見積者の特定

技術提案書及びヒアリングに基づき、特定された者に対しては、特定通知書をもって通知する。なお、特定するための基準は5の見積者を特定するための評価基準によるものとする。

4. 技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準は、表-1のとおりである。

5. 見積者を特定するための評価基準

見積者を特定するための評価基準は、表-2のとおりである。

6. (非) 選定理由及び(非) 特定理由に関する事項

(1) (非) 選定理由について

①参加表明書を提出した者に対する技術提案書の提出者としての選定結果については、書面をもって通知する。

②上記①のうち非選定通知書を受けた者は、同回答を受取った日から7日以内（休日を含ま

ない。)に、書面(様式は自由)により、代表取締役社長に対して非選定理由について説明を求めることができる。

③上記②の回答は、説明を求めることができる最終日から起算して5日以内(休日を含まない。)に書面で行う。

④非選定理由の説明請求書の受付場所及び方法

1)受付場所:3(1)に同じ。

2)受付方法:質問は書面(A4判たて、様式自由、代表者名(契約者になりうる者)の名前および押印があるもの)により、郵送(簡易書留または信書便に限る。)により、毎日10時00分から16時00分まで(休日を含まない。)受け付けるものとし、電送・電話による受付は行わない。

⑤苦情申立てに関する事項

上記(1)③の回答に不服がある場合は、同回答を受取った日から7日以内(休日を含まない。)に、書面により、代表取締役社長に対して苦情を申し立てることができる。

(2)(非)特定理由について

①技術提案書を提出した者に対する見積者の特定結果については、書面をもって通知する。

②上記①のうち非特定通知書を受けた者は、同回答を受取った日から7日以内(休日を含まない。)に、書面(様式は自由)により、代表取締役社長に対して非特定理由について説明を求めることができる。

③上記②の回答は、説明を求めることができる最終日から起算して5日以内(休日を含まない。)に書面で行う。

④非特定理由の説明請求書の受付場所及び方法

1)受付場所:3(1)に同じ。

2)受付方法:質問は書面(A4判たて、様式自由、代表者名(契約者になりうる者)の名前および押印があるもの)により、郵送(簡易書留または信書便に限る。)により、毎日10時00分から16時00分まで(休日を含まない。)受け付けるものとし、電送・電話による受付は行わない。

⑤苦情申立てに関する事項

上記(2)③の回答に不服がある場合は、同回答を受取った日から7日以内(休日を含まない。)に、書面により、代表取締役社長に対して苦情を申し立てることができる。

7.その他

(1)手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)契約保証 無

(3)支払条件 前金払は無・部分払は有

(4)契約書作成の要否 要

(5)関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)に同じ。

(6)2(2)に掲げる調査等競争参加資格審査の認定を受けていない者も3(4)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合、技術提案書の提出時まで当該資格の認定を受けていなければならない。

(7)参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリング等の手続に要する費用は、提出者の負担とする。

(8)参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、競争への参加を認めない。

(9)提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。また、提出された技術提案書は提出者に無断で使用しない。なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

- (10) 受領期限以降における参加表明書及び技術提案書の差替え及び再提出は認めない。また、参加表明書に記載された配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (11) 見積者の特定後に、技術内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (12) 評価結果については、当該ホームページに一定期間掲載することとする。

以 上

